

～オンライン模擬裁判～

弁護士 田中 勇輝

今回は、昨年コロナ禍の中で私が取り組んでいた弁護士会活動についてお話しさせていただきます。

私は、兵庫県弁護士会の法教育委員会という委員会に所属しており、2019年度、2020年度は委員長を務めておりました。本年3月をもって委員長の役目を下りることができ、一息つくことができました。

法教育委員会では、毎年夏にジュニアロースクールといって、中学生を弁護士会会館に集めて、裁判傍聴をしたり、模擬裁判をしたりということを行っていました。また、日本弁護士連合会が高校生模擬裁判というものや毎年主催しており、この大会では実際に高校生が模擬で尋問をしたりするのですが、法教育委員会では、この尋問をする生徒達のサポートなどもしていました。しかし、昨年はコロナ禍で、弁護士会等に集まることは不可能となりましたので、すべてのイベントが一旦白紙となりました。私の委員長としての活動も2年目で割と定型的になってきたはずだったのですが、前例のない事態となり、どうしていくか大変肝を冷やしました。

そこで、委員会でも、コロナ禍でも何かできることはないか模索した結果、昨年から一斉に広まったWeb会議システム(Zoom等)を使って、オンライン上で中学生に参加してもらうイベントを行うこととしました。



まず、昨年の5月と8月には、中学生、高校生を対象に、座談会のようなイベントを開催しました。ざっくばらんに弁護士に対し、聞いてみたいことを質問してもらったり、その他には、「アイドルの恋愛禁止契約の是非」「ゲーム禁止条例の是非」「芸能人の政治的発言について」など、割とホットな議題を設定し、高校生に意見をもらいディベートのようなことをしてもらいました。5月の実施の際には、20人程度参加してくれたのですが、8月のイベントは、周知不足のためか、わずか3人の参加となってしまいました。ただ、その3人は、とても積極的な子達で、議論や質問は大変盛り上がりましたので、イベントとしては良かったと思っています。

そして、今年の3月には、中高生を対象に、模擬裁判を開催しました。この模擬裁判は、事例も法教育委員会のメンバーでオリジナルのものを作成しました。

事案は、50代の女性が、火災保険の保険金を得る目的で自宅に放火をしたという容疑で裁判となったというもので、模擬裁判は、オンライン上で、被告人、目撃証人、裁判官、検察官、弁護人を法教育委員会の所属弁護士が演じ、まず生徒達にはその裁判を見てもらいます。そして、生徒達にも補充で被告人や証人に尋問をしてもらった後、4、5人のグループに分かれて、その女性が有罪か無罪かを、評議して決めてもらいます。

参加してくれた生徒は、20名程度でしたが、これもまた皆自分で積極的に申し込んでくれているので、どの子も積極的に尋問をしたり発言をしてくれていました。

過去何度か私も別の事案で模擬裁判を開催していますが、やはり中高生はまだ正義感が強く、「疑わしきは被告人の利益に」、つまり、有罪にして良いか疑わしい場合には無罪にするのだという刑事裁判の鉄則を忠実に守って、多くの人が無罪という意見を述べてくれます。

今回も、4、5人のグループに1人か2人が有罪という意見で、グループとしての結論は多数決で決めますので、ほとんどのグループが無罪という結論となりました。

ただ、模擬裁判の目的は、無罪か有罪かという正解を導き出してもらうことにあるのではなく、生徒達が、自分で根拠を持って意見を述べ、それに対する反対意見を聞き、反論をし、グループで議論をして1つの結論を導き出すという作業をすることにありますので、あまり結論はどちらでも良いというのが正直なところです。

オンラインで開催することとなり、模擬裁判の実演も生徒達がきちんと見てくれる面白いものにできるか、オンラインできちんと評議ができるのか様々な不安もありましたが、結果としては大盛り上がりで終わることができました。

Web会議システムのデメリットとして、一度に複数人が話すことができず、誰かが話し終えてからでないと話せないという点がありますが、こういう評議のような場ではそれがむしろ当たり前なので、オンラインでも十分に意味のあるもののできたのではないかと思います。

委員会活動も現状暫くはオンラインで取組みを考えていかなければならない状況が続くと思いますし、オンラインだからこその取組みもあると思います。ただ、やはり、実際に集まって話をする事によって生まれる連帯感や、法廷での現実の裁判を見て生まれる感情もあると思いますので、早く今まで通りのイベント開催を行える日が来ることを願っています。

